特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。第2・4土曜日の午前8時30分～正午は、市民課・課税課・納税課・会計課のみ窓口受付しています。

国民健康保険

問合せ　市民課保険係㊥126

納税通知書を送付します

7月中旬に、国民健康保険税の納税通知書を世帯主宛てに送付します。

税率などについては、納税通知書に同封する「令和7年度国民健康保険税のお知らせ」または市公式サイトを確認してください。

▲詳しくはこちら（市公式サイト）

限度額適用認定証等の申請

現在の国保限度額適用認定証の有効期限は7月31日㈭です。

8月1日からの認定証の申請は、7月22日㈫から受け付けます。必要な方は、申請してください。

※自動更新ではありません。

■国民健康保険限度額適用認定証とは

医療費の自己負担が高額になった場合に提示すると、医療機関への支払いが一定の金額までとなります。認定証は事前の申請が必要で、申請した月から利用できます。

※保険税を滞納していると交付されない場合があります。

対　象

○70歳未満の方

○70～74歳の方のうち住民税非課税の方

○70～74歳の方のうち（医療費3割負担で）住民税課税所得145万円～690万円未満の方

申請に必要なもの

本人確認書類（運転免許証など）、マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードなど）、委任状（別世帯の方が申請に来るとき）

※郵送でも手続きができます。申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。

※マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすると、限度額適用認定証の発行は不要です。

▲市公式サイト

70～74歳の方へ高齢受給者証の更新

現在の受給者証の有効期限は7月31日㈭です。対象の方には、7月中に新しい受給者証を送付します。

▼新しい受給者証の有効期間

8月1日㈮～9月30日㈫（2か月間）

▼10月1日以降は

高齢受給者証は、9月30日㈫期限のものを最後に発行を終了します。10月1日㈬以降は、マイナンバー保険証または、負担割合の記載がある資格確認書で受診してください。

※有効期間中に75歳になる方は、75歳になる日の前日まで

※これから70歳になる方には、誕生月の翌月（誕生日が1日の方は誕生月）から使える受給者証を、誕生月の末日（誕生日が1日の方は前月の末日）までに送付します。

医療費適正化事業

対象の方には、保健指導の案内を送付するほか、電話で参加勧奨を行う場合があります。届いた案内をよく読んで、積極的に参加してください。

※案内通知や電話による勧奨、保健指導などは市が委託した業者が行います。

▼重複・頻回受診者等指導事業（国保加入の方対象）

対　象　医療機関の受診回数が多い方、同じ病気で複数の医療機関にかかっている方、同じ薬の処方が同一月に複数ある方

委託業者　㈱データホライゾン、㈱ベネフィット・ワン

▼糖尿病性腎症重症化予防事業（国保・後期高齢者医療加入の方対象）

対　象　糖尿病の治療を受けていて一定の要件に該当する方

※案内通知や電話による勧奨、保健指導などは市が委託した業者が行います。

委託業者　㈱データホライゾン

ジェネリック医薬品差額通知書を送付します

この通知書には、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額がどの程度軽減されるかを記載しています。

対　象　令和7年3～8月に国民健康保険を使って先発医薬品の処方を受けた方

※6～11月に、合わせて6回通知書を送付します。手続きの必要はありません。

ジェネリック医薬品の使用についての不安や疑問は、医師や薬剤師に相談してください。

通知書に関する問合せ　市民課保険係㊥129

二次元コードのついている記事は、その二次元コードをスマートフォンなどで読み取ると、市公式サイトなどで詳しい内容を確認したり、そのまま申込みを進めたりすることができます。

後期高齢者医療・国民年金

問合せ　市民課高齢医療・年金係㊥138／保険料の納税について…納税課㊥169

後期高齢者医療

保険料額決定通知書を送付

後期高齢者医療制度の加入者（被保険者）に、後期高齢者医療保険料額の決定通知書を、7月中旬に送付します。令和6年中の所得金額に基づき決定された額です。納付方法など詳しくは通知書の案内文書を確認してください。

資格確認書の送付

8月1日から1年間有効の「藤色の資格確認書」を、7月中旬以降に後期高齢者医療制度の加入者全員に簡易書留（手渡しでの配達）で送付します。

※不在の時は「不在連絡票」が入ります。期限までに受け取ってください。

医療費の負担割合

病院などで支払う医療費の一部負担割合（1～3割）については、資格確認書に同封した「後期高齢者医療制度のしくみ」を確認してください。

※3割に判定され、一定の収入条件を満たしている方には、6月下旬にお知らせを送付しています。負担割合が下がる可能性があるため、手続きしてください。

保険料の軽減

所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。詳しくは決定通知書の案内文書を確認してください。

▶▶▶ 後期高齢者医療 ◀◀◀

〔年間保険料額の算出方法〕

保険料率は2年ごとに見直され、東京都内は均一です。

令和6・7年度の保険料率

均等割額	被保険者1人あたり47,300円
＋	
所得割額	賦課のもととなる所得金額×9.67%※
＝	
年間保険料額	100円未満切捨て（上限額80万円）※

※激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度は全ての方の所得割率が9.67%、賦課限度額が80万円となります。

＊詳しくは、市民課高齢医療・年金係に問い合わせてください。

国民年金

保険料の免除・納付猶予

国民年金には、所得が一定以下の方の保険料を免除、または納付を猶予する制度があります。

令和7年7月分から1年分の免除・納付猶予の申請を、7月1日㈫から受け付けます。免除申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。詳しくは問い合わせてください。

▼申請に必要なもの（窓口申請用）

年金手帳または基礎年金番号通知書

※前年の所得をもとに、日本年金機構による審査があります。所得が未申告の場合は、事前に申告してください。

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要になる場合があります。

電子申請もできます

スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、電子申請ができます。詳しくは問い合わせてください。

問合せ　青梅年金事務所

☎0428-30-3410

7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った人の更生について理解を深め、力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

問合せ　社会福祉課庶務係㊥112

駅頭広報活動（羽村駅・小作駅）

日　時　7月1日㈫午後4時20分～4時50分

内　容　啓発グッズの配布など

「社会を明るくする運動」羽村市大会

日　時　7月23日㈬午後2時～5時

会　場　プリモホールゆとろぎ小ホール

内　容　映画「前科者」の上映

＊有村架純演じる若き保護司が、更生を目指す前科者たちに寄り添い、奔走するストーリーです。